

平成29年度 認定こども園・保育所

入園・入所児童を募集します！



マイナンバー制度の導入により、新規受付は町役場福祉衛生課の窓口で行います！

1. 受付期間 平成29年1月10日（火）～1月31日（火）

2. 入園・入所資格

- (1) 保護者が何らかの理由で保育することができない就学前のお子さん
- (2) 満3歳以上の就学前のお子さん（年度開始時点）

3. 入園・入所申込みに必要な書類

- (1) 支給認定申請書・現況届・利用申込書・・・お子さん1人につき1枚
- (2) 児童の健康状況等調書・・・・・・・・・・・・・お子さん1人につき1枚
※継続児の場合は不要。
- (3) 保育の必要性を証明する書類・・・・・・・・・・・・・保護者1人につき1枚
※1号認定の場合は不要。



保育を必要とする事由	必要書類	添付書類	
就 労	外勤	雇用証明書	—
	自営業・内職	自営・内職 就労状況申告書	事業主の場合は、事業をしていることが確認できる書類（確定申告書写し等）
	農業・漁業	農業・漁業 就労状況申告書	
妊娠・出産	申立書	母子手帳の写し	
病気・負傷、障害		診断書の写し等	
家族の介護・看護		障害者手帳の写し等	
就学		在学証明書等の写し	
虐待・DV		事情や状況のわかる書類	
災害復旧	罹災証明書	—	
求職活動	求職活動申立書兼誓約書	ハローワークカードの写し	
育児休業	育児休業取得証明書兼同意書（後に、復職証明書）	—	

(4) 保育料の算定に必要な税額の証明書（写し）・・・保護者1人につき1枚

- ・新規申込みで、平成28年1月2日以降に鯉ヶ沢町へ転入した方のみ必要。
…平成28年1月1日時点で住民登録していた市町村発行の市町村民税・県民税の税額及び扶養人数を確認できる書類（「平成28年度（平成27年分）所得課税証明書」など）
※祖父母の分も求める場合があります。

(5) 保護者の個人番号カード、または通知カードと写真付きの身分証明書

※継続児の場合は不要。

平成28年1月1日よりマイナンバー制度が導入され、本人から個人番号の提供を受ける際には本人確認《番号確認と身元確認》が義務付けられます。

- ①保護者（契約者）本人が窓口に来る場合（ア～ウのうち、いずれか1つ）
 - ア. 個人番号カード《番号確認と身元確認》
 - イ. 通知カード《番号確認》と顔写真付きの身分証明書《身元確認》
 - ウ. 個人番号の記載された住民票の写し等《番号確認》と顔写真付きの身分証明書《身元確認》
- ②代理人が窓口に来る場合
 - ア. 委任状《代理権の確認》と代理人の顔写真付きの身分証明書《代理人の身元確認》及び保護者の通知カード等《保護者の番号確認》



4. 保育の必要性の認定（支給認定）

- (1) 1号認定（教育標準時間認定）・・・満3歳以上の就学前のお子さんのうち、保育を必要とする事由に該当しないお子さん。
利用できる施設 幼稚園、認定こども園
- (2) 2号認定（満3歳以上・保育認定）・・・満3歳以上で、保育を必要とする事由に該当するお子さん。
利用できる施設 保育所、認定こども園
- (3) 3号認定（満3歳未満・保育認定）・・・満3歳未満で、保育を必要とする事由に該当するお子さん。
利用できる施設 保育所、認定こども園

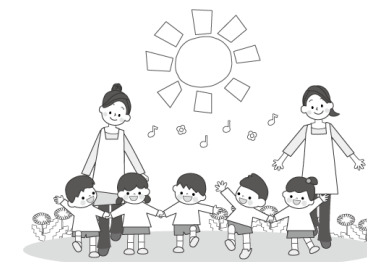
5. 施設を利用できる最長時間（保育必要量）と有効期間

- (1) 1号認定・・・各施設が設定する4時間
- (2) 2号・3号認定・・・保育標準時間（7～18時の11時間）または保育短時間（各施設が設定する8時間）。保育を必要とする事由により異なります。下記のとおり。

保育を必要とする事由	保育必要量	有効期間	
		2号認定	3号認定
就労（月120時間以上）	保育標準時間	小学校就学の始期に達するまでの期間	満3歳に達する日の前日までの期間
就労（月48時間以上120時間未満）	保育短時間		
家族の介護・看護	就労に準ずる		
病気・負傷、障害	保育標準時間		
災害復旧			
虐待・DV	保育標準時間	出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間	
妊娠・出産	就労に準ずる	卒業予定日または修了予定日が属する月の末日までの期間	
就学	原則、保育短時間	90日を経過する日が属する月の末日までの期間	町長が適当と認める期間
求職活動、起業準備	原則、保育短時間	90日を経過する日が属する月の末日までの期間	町長が適当と認める期間
育児休業			

6. 利用調整（選考）

- ・保護者の状況や希望、施設の状況により、町が調整を行い、決定します。
- ・施設の定員に余裕がない場合や、保育の必要性の程度によっては、希望通りの施設とはならない場合があります。
- ・施設の利用決定については、3月頃に通知する予定です。



7. 保育料（利用者負担）

・支給認定区分や保育利用時間によって保育料が異なります。

階層	国	町	定義	2号認定（3歳以上児）		3号認定（3歳未満児）	
				標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	A		生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
2	B		町民税非課税世帯	4,000円	3,900円	5,000円	4,900円
3	C1		町民税所得割非課税世帯（均等割のみ課税）	7,400円	7,200円	10,000円	9,800円
	C2		～ 48,599円	10,000円	9,800円	13,000円	12,700円
4	D1	町民税所得割課税世帯	48,600円～66,999円	13,000円	12,700円	16,000円	15,700円
	D2		67,000円～76,999円	16,000円	15,700円	19,000円	18,600円
	D3		77,000円～86,999円	19,000円	18,600円	21,000円	20,600円
	D4		87,000円～96,999円	21,000円	20,600円	24,000円	23,500円
5	D5		97,000円～168,999円	23,000円	22,600円	26,000円	25,500円
6	D6		169,000円～300,999円	25,000円	24,500円	28,000円	27,500円
7	D7		301,000円～396,999円	27,000円	26,500円	30,000円	29,400円
8	D8		397,000円～	33,000円	32,400円	36,000円	35,300円

階層	国	町	定義	1号認定
				（3歳以上児）
1	A		生活保護世帯	0円
2	B1		町民税非課税世帯	1,500円
	B2		町民税所得割非課税世帯（均等割のみ課税）	1,800円
3	C1	町民税所得割課税世帯	～ 48,600円	8,000円
	C2		48,601円～77,100円	9,600円
4	C3		77,101円～144,200円	10,200円
	C4		144,201円～211,200円	12,300円
5	C5		211,201円～	15,400円

・保育料の算定基準

- *平成29年度4月～8月分保育料
⇒平成28年度住民税により算定
- *平成29年度9月～3月分保育料
⇒平成29年度住民税により算定

・保育料の納付先

- *幼稚園、私立認定こども園
⇒各施設へ直接保育料を納付
- *保育所、公立認定こども園
⇒町が発行する納付書により町へ納付



保育料の減免

- 年収約360万円未満相当の世帯に対する減免（上図太枠。ただし、一部除く）
年収約360万円未満相当の世帯について、第2子を半額、第3子以降を無料、ひとり親世帯等については、第1子を半額、第2子以降を無料とします。（※生計が同一のお子さん全てを数えます）
*保育認定：町民税所得割合算額が、57,700円未満
*ひとり親世帯等の保育認定、教育認定：町民税所得割合算額が、77,101円未満
- 同時入所軽減
同一世帯から2人以上のお子さんが、認定こども園や保育所、幼稚園、特別支援学校幼稚部などに入所、または児童デイサービスを利用しているなどの場合は、2人目以降の保育料が軽減されます。2人目のお子さんは保育料基準額の半額、3人目以降は無料となります。（※1号認定のお子さんの場合は、小学校3年生までの兄弟もカウントの対象となります。）
- 世帯状況軽減
一部の階層区分（低階層）に該当し、母子・父子世帯、障害者のいる世帯の場合、保育料が軽減される場合があります。
- 第3子軽減
保護者が扶養しているお子さんが3人以上いる世帯で、3人目以降の3歳未満のお子さんについて保育料が軽減されます。（※18歳以上のお子さんは数えません）

8. 町内の施設一覧（予定）

- ・施設の名称は、平成28年度のものです。
- ・平成28年12月現在の各施設の意向を踏まえて作成しておりますが、4月までに状況が変わることがあります。詳しくは、各施設にお問い合わせください。
- ・各施設の開所時間は、7時から18時までです。



施設名	平成29年4月以降	バス送迎	通常保育以外の事業	電話番号	所在地
公 鱒ヶ沢こども園	幼保連携型認定こども園	なし	一時預かり・病後児保育・地域子育て支援センター	72-2067	本町
豊かな自然と、お絵かきや体育、習字、フール等色々な体験学習を通して、質の高い教育と保育を提供します。					
私 舞戸保育所	幼保連携型認定こども園	あり	一時預かり・延長保育（19時まで）・子育て支援	72-2277	舞戸町
鼓笛のリズムで心と体の成長を目指します。あったか〜い♥教育・保育でみんなの笑顔あふれるこども園です。					
私 たていし愛児園	保育所型認定こども園	あり	一時預かり・学童保育・子育て支援	72-1246	建石町
豊かな環境、和太鼓・一輪車、園外保育や体験活動・季節の行事。「愛育」で育む毎日、子育てを応援します。					
私 中村保育所	保育所型認定こども園	あり	一時預かり・祝日保育・子育て支援	72-2704	中村町
豊かな自然の下、一步踏み出す力を育む保育・歩育。一輪車大好き!!見て・感じて・学び笑顔と感動を届けます。					
私 みなみ保育園	保育所	あり	一時預かり・祝日保育	79-2530	館前町
大好きな一輪車と温水フールで、のびのび健全な心身の成長を養い、たくましく元気モリモリ遊ぼうよ。					

※公は公立、私は私立です。

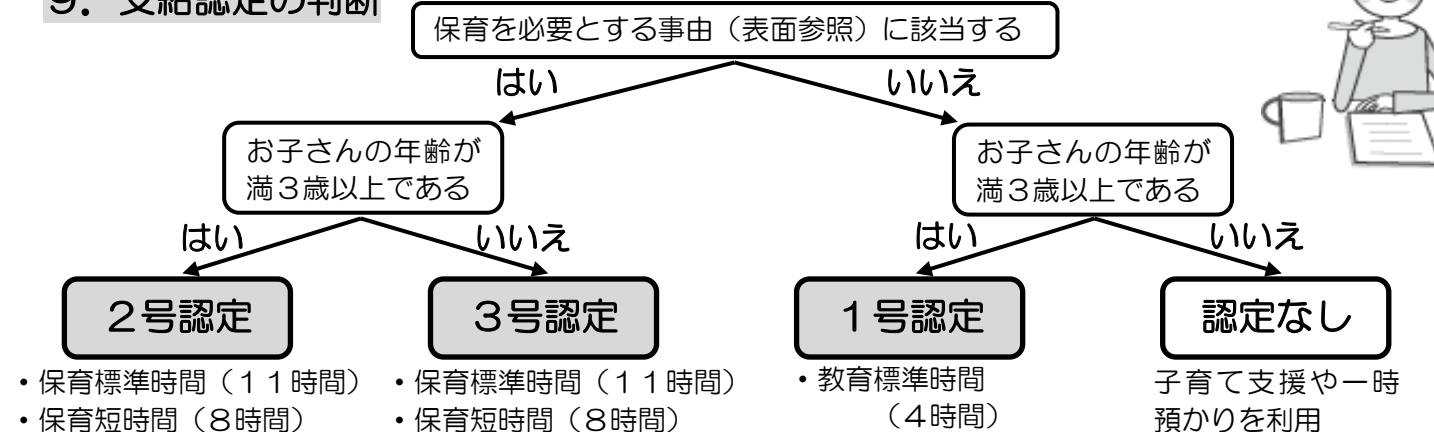
※一時預かりとは、緊急の用事等で家庭保育が困難なときや保護者が心理的・肉体的に負担を感じたときに、一時的にお子さんをお預かりする事業です。

※病後児保育とは、病気の回復期にあるお子さん（満1歳から小学6年生まで）を、専用の保育室で看護師等の専門スタッフがお預かりする事業です。鱒ヶ沢こども園以外に入園・入所しているお子さんも利用できます。（有料）

※地域子育て支援センターとは、地域の子育て親子の交流等を促進するための子育て支援拠点事業で、0歳から就学前のお子さんとそのご家族が利用できます。また、認定こども園では子育て相談等の子育て支援を行っています。（無料）

※その他の事業や詳細については、各施設へお問い合わせください。

9. 支給認定の判断



《お問合せ》 鱒ヶ沢町福祉衛生課子ども家庭班〔電話：72-2111(内線143)〕
または 各認定こども園・保育所